

第5期習志野市障がい者基本計画の策定方針及び構成について

1. 策定方針について

- ① 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、国の障害者基本計画及び千葉県障害者計画に基づく計画とします。
- ② 本計画は、本市の最上位計画である習志野市長期計画及び習志野市地域福祉計画等関連計画との整合性を図るものとします。
- ③ 令和4年度「習志野市障がい者基本計画策定のためのアンケート調査」、習志野市障がい者基本計画検討委員会及び習志野市障がい者基本計画等策定委員会の意見等を踏まえます。
- ④ 本市の障がい者施策の総合計画として、障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び「習志野市手話・点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」に定める施策を包含する計画とします。
- ⑤ 施策体系を見直し、評価及び進捗管理をやすく、かつ実効性を高め、市民に見やすく分かりやすい計画とします。

2. 構成について

第1章 計画の策定にあたって <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の目的 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 計画策定・推進体制
第2章 障がい者を取り巻く現状 <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口の動向 2. 障がい者の動向 3. サービスの利用状況 4. アンケート調査結果の概要
第3章 めざすべき将来像と基本視点
第4章 計画の重点課題
第5章 施策の体系
第6章 施策の方向性と展開
第7章 資料編 <ol style="list-style-type: none"> 1. 策定経過 2. 習志野市障がい者基本計画等策定委員会 3. 習志野市障がい者基本計画検討委員会 4. 習志野市手話・点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例 5. 用語集

※ 福祉計画は別冊とします